

経済建設委員会会議録

開催年月日	平成 28 年 9 月 8 日 (木)	場 所	議会委員会室
案 件	第 3 回定例会付託審査案件 議案第 7 号「富良野市空家等の適切な管理に関する条例の制定について」		
出席委員	黒岩委員長、石上副委員長、大栗委員、宇治委員、佐藤委員、広瀬委員		
欠席委員		事 務 局	川崎、澤田
オブザーバー		傍 聴 者	
説 明 員	吉田建設水道部長、小野都市建築課長、大津住宅政策係長		
開 会 時 刻	1 2 時 5 9 分	実 会 議 時 間	1 時 間 3 1 分
		休 憩 時 間	時 間 1 3 分
閉 会 時 刻	1 4 時 4 3 分	延 会 議 時 間	1 時 間 4 4 分
次 回 日 程	平成 28 年 9 月 13 日 (火) 本会議終了後		
要 点 記 録	<p>< 概 要 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・空家特措法の第 6 条空家等対策計画の部分が今回の条例には入っていない。空家に対する市民意識の涵養のためにも作ることが望ましい。 ・今回の条例の対象は、建物(空家)がある土地については対象になるが、単なる空地(建物も何もないただ雑木林になっているようなところ)については、対象にならない。建物がありそれが空き家になっているという状況で、周りに被害を及ぼす等の影響があればその敷地も対象となる。 ・土地と建物の所有者が別々の場合、基本的に建物所有者との交渉が進められるが、特定空家認定後に勧告まで進むと土地の住宅特例による課税措置が外されることから、土地所有者にも通知されることとなる。 ・命令違反に対する過料は本条例には含めていない。過料は法令によるもので裁判所の判断になる。裁判所の方で順次差押え等の手続きが進められることとなる。市民に対して所有者としてきちんと管理しないと場合によっては過料が発生することを知らせる必要があるのではないか。 ・空家等対策協議会は、担当部局の他に外部有識者を加えた組織構成であり、空家施策の重要な判断を仰ぐ組織と位置づけられる。空家施策は、他人の財産に関わる行為であり、行政のみの判断で一人歩きすることのないよう、早急に立ち上げることが望ましい。 		

- ・緊急安全措置の際に所有者の「同意」を得なければ、不法行為に当たると考える。ただし、民法 720 条の 2 項を根拠法令に基づく緊急避難措置として同意を基本としながら、同意が得られない場合でも告示により手続きを進める。告示する場合でも施行期日までの期間を短く設定することで迅速な対応を図りたい。
- ・緊急安全措置の実施の判断は、外部有識者等は緊急に招集できない為、協議会の判断ではなく、内部(庁内)で委員会等を組織し、その中の決定で進めたい。それについては今後条例の施行規則や緊急安全措置の実施に関する規定を設けその中で定めていきたい。
- ・緊急安全措置により解体した部分の後処理については、環境的な問題も含めて住宅の方で窓口を変えずに対応する。また解体後も空家という位置づけのもとで引き続き所有者と撤去等に向けて交渉していく。
- ・緊急安全措置は最小限の措置までしかできないのに対し、行政代執行は解体後に更地までする。市民から見て中途半端な扱いの見方がされないよう周囲の理解が得られるようにすべきである。
- ・緊急安全措置の必要最小限度の措置について、建物一部の措置のみでは危険度が高まる場合もあり、建物全体に係る措置になる場合もある。
- ・緊急安全措置の場合と行政代執行第 3 条 3 項の危険切迫の場合の違いが時間的な差異によるものなのか、その区別を明確にして手続きを進めてもらいたい。
- ・行政代執行として進めている場合でも緊急な事態が発生すれば、緊急安全措置に移行して手続きを進めることも考えている。
- ・緊急安全措置でも代執行でも要した経費の所有者への請求行為は必ず行う。
- ・本条例に関連する施行規則や緊急安全措置の実施規則、対策協議会の立ち上げがそろった形で初めて特定空家の認定や代執行等の本条例による施策が生かされてくる。委員費用弁償等の予算措置を考え 12 月定例会を目途に条例施行に関係する作業を進めてもらいたい。

以上、委員会会議録について富良野市議会委員会条例第 27 条の規定により、ここに署名する。

経済建設委員長 黒岩岳雄